



# KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

## 山下江法律事務所主催 第2回企業法務セミナーが開催されました

去る5月24日、当事務所主催の第2回企業法務セミナー「取締役の経営責任と企業の社会的責任(CSR)」(講師:山下江)を開催しました。

当日は35名の参加者に加え、当事務所から弁護士13名が出席しました。参加者2.7名につき1名の弁護士が皆様とご一緒させて頂いたこととなります。セミナーではレジュメのほか、テーマに則した条文や判例、日本弁護士連合会作成の「企業の社会的責任(CSR)ガイドライン 2009年版」を配布、解説させていただきました。当日実施したアンケートでは、参加者の39%から「大変参考にな

った」、61%から「参考になった」とのご回答をいただき、参加者全員から高い評価をいただきました。

次回セミナーは、9月27日開催です(詳細は本紙4ページ「法律事情なう」をご参照ください)。弁護士との交流の機会としてもご活用いただければ幸いです。



第2回企業法務セミナー(2011年5月24日)

## 弁護士 ON・OFF

## 第7回

## 弁護士 加藤 泰



体調管理のためにフィットネスクラブに週1を目標に通っています。ランニングマシンなどは単調でつまらないのでスタジオでのレッスンが専らの楽しみになっています。

有酸素運動系のエアロビもやりますが、ダンス系のレッスンが大好きで、それ目当てでフィットネスに通っています。今はジャズダンスのクラスをメインに顔を出しています。もともとヒップホップが好きだったのですが、時間が合わず参加できませんでした。そこで代わりにジャズダンスに出始めたところ、ヒップホップに負けないくらい楽しいし、ターンが極まると嬉しいし、奥が深いので病みつきになっています。かれこれ2年くらいになります。

僕が行くクラスは良いインストラクターが担当していて、ジャズ以外の最新の振り付けも初心者に分かりやすく教えてくれるので飽きません。ジャズダンスでは、人が美しく見えるために無駄なく身体をどう使うべきか、が研究されていて、普段の自分の所作にも良い影響がでています。ダンスをやるとスポーツの基本となる身体の使い方を体得できるのではと思います。

男性もそれなりにはいるのですがまだまだ少数派でして、ダンススニーカーを買うためにダンス用品専門店のチャコットに入ったりするのは汗が噴き出るほどに恥ずかしいのですが今後も楽しくダンスを続けていくつもりです。



愛用のダンススニーカー



## 弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第7回

### 契約の種類とその効果(4)

この項の最後に請負契約とその他の契約につき説明します。

#### 請負契約

請負契約とは、請負人が仕事を完成させ、注文者とその仕事の結果に対して、報酬を支払うことを約する契約です。

典型的なものは、建設請負契約です。民法の規定だけでは不十分なので、公共工事標準請負契約約款、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款、住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)などより、民法が修正されていますので注意が必要です。



#### 目的物の所有権の帰属

請負人による仕事の目的物は誰に所有権があると言えるでしょうか。請負人が仕事途中で倒産した場合などに問題となります。

判例通説は、材料の供給態様を基準としています。

すなわち、注文者が材料を供給する場合は、原始的に注文者に所有権が帰属する。請負人が供給する場合は、請負人が所有権を獲得し、目的物の引渡により注文者に移転する。両社が供給する場合は、材料の主要部分を供給した者に所有権が帰属することになります。

ただし、特約や特別の事情があるときは別です。例えば、「建築完成前に請負代金の全額支払済みの時は、特別の事情の無い限り(引渡を待つまでもなく)、建築家屋は工事完成と同時に注文者に帰属させる」という黙示の合意が当事者間にあると推認される」という裁判例もあります。

#### 請負人の担保責任

目的物に瑕疵(欠陥)があるときは、請負人は注文者から以下の請求(法的責任)を受けることになります。

瑕疵修補請求権・・・注文者は目的物の補修を請求できます。ただし、補修に過分の費用がかかるときは、損害賠償請求しかできません。

損害賠償請求権・・・売主の担保責任は実損のみですが、請負人に対しては、履行利益(逸失利益も含む)までの請求が可能です。

契約解除権・・・瑕疵が重大なため契約の目的を達することができないときは、注文者は契約の解除ができます。ただし、瑕疵が注文者からの材料や指示によるときは、請負人に担保責任は生じません。



#### その他の契約

これまで、13種の典型契約のうち、売買契約、貸借契約(使用、消費、賃の3つ)、請負契約を見ましたが、あと8つの契約について説明します。



**委任契約** 他人に依頼して事務を処理してもらう契約です。

**寄託契約** 他人に物を預ける契約です。

**贈与** 他人に無償で財産を与える契約です。

**交換** 当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転する契約です。

**雇用** 労働者が労務に服することを約し、使用者がこれに報酬を与えることを約する契約。

**組合** 数人の当事者がそれぞれ出資して(労務・信用含めて財産的価値のあるものなら何でもよい)共同の事業を営むことを約する契約です。

**終身定期金** ある人が、自己、相手方または第三者の死亡するまで、相手方又は第三者に定期的

に金銭その他の代替物を給付する契約です。

**和解** 当事者が互いに譲歩して争いを止めることを約する契約です。

以上で13種です。

### 他人の労務利用目的の3類型

これらのうち、他人の労務を利用する契約は、請負、委任、雇用とありますが、請負は労務の結果として仕事の完成を目的に、委任は一定の事務処理を相手方の自由な判断に信頼して委ねることを目的に、雇用は労務の利用それ自体を目的とするという特色があります。

## 事務局コラム 第7回 「田植え」

T. Y

5月某日、とある団体の行事で田植えに参加させてもらいました。

今回は機械で植えるのではなく、手植えとのこと。私は田植え初体験で、田んぼに入ったこともなければ、稲の苗を触るのも初めて、何もかもが新鮮でした。

泥の中に裸足で踏み入れた瞬間、冷たくて、でも柔らかくて、何とも言えない感触が足の裏に広がり、とても気持ちよい心地になりました。ぬかるみが激しいところでは足が抜けなくなり、おっとっ！といった風に体勢を整えて転ばぬように一苦勞。何とか転ばずに済みました。一人3列の割り当てで植えていき、思ったよりも早く終わりました。きれいに苗が並んだ田んぼは壮観でした。

その後は宴会が催され、ワニ料理、山女、山菜料理と、なかなか口にできない料理が並び、どれも美味しく頂きました。また、日本酒も何種類か振る舞われ、こちらも美味でした。適度な運動、美味しい料理とお酒、澄んだ空気と青空、とても充実し、

大満足な一日でした。

秋には収穫作業も参加できるとのことで、それも参加したいと思っています。宴会の方も、秋は何の料理が出るのか今から楽しみです。但し、収穫は田植えよりも相当体力を使うようで、筋肉痛を覚悟の上で参加しないとイケないようです。今から鍛えるべきですかね・・・。



田植え後の風景





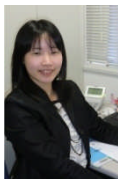
## 法律事情なう

## ◆新弁護士のご紹介

## 山本 靖子 (やまもと やすこ)

1982年 広島市生まれ  
 東京大学経済学部、  
 神戸大学法科大学院出身

✉ yyamamoto@law-yamashita.com



生まれ故郷の広島に10年ぶりに戻って参りました。事務所の窓から広島城を眺めたり、休日にマツダスタジアムに観戦に行くと、「広島に戻って来たんだなあ」と実感します。身近で頼れる弁護士を目指していますので、気軽に相談に来てください。よろしくお願ひします。

■主な取扱分野(及びこれから力を入れたい分野)  
 一般民事事件、家事事件、刑事事件、労働事件、知的財産事件

## 松浦 亮介 (まつうら りょうすけ)

1979年 因島市(現・尾道市)生まれ  
 東京大学文学部、  
 神戸大学法科大学院出身

✉ matsuura@law-yamashita.com



入所して約2ヶ月。ひとの悩みに接し肉体的・精神的に疲れることも多いですが、たまの休みに愛犬とのんびり散歩して英気を養っています。まだまだ駆け出しですが弁護士を名乗って仕事する以上は、時間と労力を惜しまず、プロとして責任ある仕事をお約束します。

■主な取扱分野(及びこれから力を入れたい分野)  
 一般民事事件、家事事件、交通事故、刑事事件

## ◆『Wendy 広島』で所長の連載が始まりました

広島市内、廿日市および府中方面で10万部配布されている月刊フリーペーパー『Wendy 広島』の7月号より、当事務所所長山下江の連載「なやみよまるく江さんの法律豆知識」が始まりました。日常生活で役立つ法律の豆知識をご紹介します。

## ◆KKC 創立 10 周年記念第 15 回交流会大盛況

去る6月18日、当事務所所長山下江が理事長を務めるNPO 法人広島経済活性化推進倶楽部(略称 KKC)の創立 10 周年記念交流会が開催されました。200名を超える参加者をお迎えした大盛況の会の模様は『山下江のブログ「なやみよまるく」』6/19「KKC 10周年、200名超で大盛況！」をご参照下さい。



「もしドラ」著者岩崎夏海氏講演

## ◆企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、年3回、1、5、9月の第4週に2時間の企業法務セミナーを八丁堀シャングリーにて18:30より開催します。

- ・第3回:9月27日(火) 講師 弁護士 山下江 「中小企業と独占禁止法」
- ・第4回:1月24日(水) 講師 弁護士 柴橋修 「民事介入暴力への対応」



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL : 0570-008450 / FAX : 0570-008455

電話受付：平日 9時～20時、土曜10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL : info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応